

新安全基準骨子案に対する意見の概要

1. 骨子案全般に対する意見

意 見 概 要	
・国際基準を参照し、かつ技術的成立性も考慮した上で、実効的な運用が可能な基準とすべき。 ・事業者が各プラントの実態を考慮した創意工夫のもとで、安全性向上に向けた自発的取り組みが可能な基準とすべき。 ・事業者が有している実際の現場における経験や実設計の考え方を有効活用することが、実効的で合理性のある規制の実現に必須であると考えられるため、事業者との継続的なコミュニケーションを望む。	

2. 骨子案の個別要求事項に対する意見

項 目		意 見 概 要
設計基準	火災	本来は、性能規定とし、事業者が各プラントの実態を考慮した創意工夫のもとで自発的な取り組みが可能な基準とすべき。しかしながら、仕様規定とした「評価ガイド」を策定するのであれば、その仕様を要求するに至った基本的な考え方も併せて明示すべき。
	多重性	重要度の特に高い設備について、配管、フィルタ等の静的機器の多重化を要求しているが、静的機器を多重化することによりデメリットが生じる場合には、多重性の要求は適用除外とすべき。
	共用	「安全性が向上する場合」を除き、2基以上の原子炉施設間で設備の共用または相互接続の禁止を要求しているが、共用については、安全性への影響がない（安全性が変わらない）場合についても許容すべき。

項 目		意 見 概 要
シビア アクセシ ビリティ 基準	可搬式 設備	可搬式代替設備（電源車、消防車）の容量については、 ①プラント 1 基あたりに必要な台数×発電所のプラント数（N）× 2（接続口が 2 箇所のため） ②加えて、サイトあたり、バックアップ× 2 との要求（2 N + 2）であるが、①については、可搬式代替設備の容量の裕度をプラント 1 基あたりに必要な台数× 1 とすべき。（N + 2）
	電源	所内直流電源の容量については、 ①24 時間電力供給が可能となるよう蓄電池増強（現状の 3 倍相当） ②加えて、24 時間電力供給が可能な可搬式直流電源設備を配備 ③更に 1 系統、恒設直流電源設備を設置 との要求であるが、既設のバックアップである可搬式直流電源設備（②）に加え、3 系統目として恒設直流電源設備（③）を要求することは過重な要求である。
	冷却	低圧注水用に、すでに設置済みである設備と「動作原理の異なる」恒設代替設備の設置を要求しているが、「動作原理の異なる」設備ではなく、「共通要因で機能喪失しない」設備として要求すべき。
	管理	第二制御室、緊急時対策所の居住性評価では、福島第一原子力発電所の事故と同等な放射性物質の放出量を想定することを要求しているが、放射性物質の放出条件はフィルターベント等の格納容器破損防止対策の効果を考慮したものとするべき。

項 目		意 見 概 要
地震・津波 安全設計 基準	活断層	重要な安全機能を有する施設は、将来活動する可能性のある断層等の露頭が無いことを確認した地盤に設置することを要求しているが、断層等の露頭の有無だけでなく、ずれ等の影響を考慮し原子力施設の安全性を総合的に評価する考え方が必要である。 地表変形の可能性を考慮し、変形発生時に構造物、システム、機器類が機能を維持することを合理的に示すことが、より多面的な観点から安全性を高めることになると考えられる。
	基準津波	基準津波による遡上津波は、公共機関によって敷地またはその周辺の津波が評価されている場合には、それを上回ることを要求しているが、公共機関は広域の防災を目的に地形や海岸構造物をモデル化しており、解析モデルの異なる公共機関の結果と単純に比較することは、適切でないと考える。 そのため、公共機関の解析条件を参考に発電所付近の地形や海岸構造物を反映するなどして検討することが、より適切かつ科学的と考える。
	津波浸水防止	取水路、排水路等の経路から津波を直接流入させない対策の実施を要求しているが、それらの開口部には、万が一敷地が浸水した際の排水効果も期待できる。 上記開口部は限定的であり、かつ同範囲からの敷地への浸水量は技術的に算定可能であるとともに既存技術で対処もできる。 そのため、防潮堤や敷地内の津波防護施設・設備を組み合わせた総合的な津波対策を実施することが、より安全性を高めることになると考えられる。

以 上